

言語ナショナリズムの系譜 ——中欧多民族国家ハプスブルクの言語問題——

脇田 博文*

A Genealogical Perspective of Linguistic Nationalism in Central Europe : Language Conflicts in the Multinational Hapsburg Empire

Hirofumi WAKITA *

Elements of culture such as language, religion, customs and historical legacy serve to define borders between ethnic communities. In Central Europe, with its complex ethnic landscape and history, language tends to be universally regarded as the innermost signifier of ethnicity, and thus much ethnic conflict centers on language even today. Reflecting the history of Central Europe, this type of ideology, known as *linguistic nationalism*, has been a typical and seemingly never-ending phenomenon, which is different from the experience of Western Europe. Given this state of affairs, this paper aims to provide a sociolinguistic account of *linguistic nationalism* from a genealogical perspective. The primary focus is placed on the specifics of language policy and planning in the multi-ethnic Hapsburg (Austrian) Empire of the 19th century, and resulting interethnic conflicts especially between Germans and Czechs in Bohemia.

Key words : Linguistic Nationalism, Nation State, Central Europe, Hapsburg (Austrian) Empire, Language Policy, Ethnicity, Language Conflicts, Germans, Czechs, Bohemia

1. はじめに

中欧は¹⁾、本来的に、様々な民族が混在・混住する地域であり、複雑な民族・言語模様を織りなす。そこでは、どのように線を引いても異なる民族を抱合せざるを得ず、民族のメルクマールさえおぼつかない過度の多様性があり、その状況は依然として変わらない。この中で、「言語ナショナリズム」が国家体制の維持と強く結びつき、スロバキアのハンガリー系少数民族問題のように、現在にあっても国内の少数民族問題が（言語）ナショナリズムと絡んで妥協しにくい繊細な状況を引き起こすことがある。

さらに、この地域では、過去一世紀の間に二つの世界大戦及び1989年の体制転換と三度に渡る大きな社会変革を体験し領土変更が行われたことが、民族や言語に係る問題をさらに複雑化させる要因となっている。一方で、両側からの大国の大波に翻弄されながら時代も人間も成熟する暇がない身をすり減らしてきた歴史とは反対に、その内部においては危機感から多民族共生を図るために幾多の超民族的・超国家的構想や民族統合運動が行われたことも事実である²⁾。このように、中欧

* 龍谷大学国際学部教授

は大きな社会変革を経て国民国家の集合体として体裁は整えたのではあるが、本質的に多様な民族の集合体であり、「多様性」と「統一性」の間で相克する。

ヨーロッパ近代史の一つの軸を成すハプスブルク帝国は、この中欧の地において、いわば多民族共生の「実験」を行った。だが、19世紀後半になると、帝国内部で少数民族が経済的に力を着け民族意識に覚醒していく過程で、帝国支配の理想は領邦内各地ではころびを見せ、繕えないほどその亀裂が拡大していった。それでも、1918年の帝国崩壊に至るまで超民族的な統合への試みは続けられた。この「実験」は、ある意味でEUという超国家的組織によって継承されたと言えるかもしれないが、今なお中欧は、政治的に恣意的にひかれた国境とは別に、複雑な民族モザイク状況と近過去からの因縁めいた民族問題を抱えるがゆえに、国内外の政治的状况の変化によって民族・言語を巡る問題が再燃する危険性がある。

帝国解体から100年を迎えて、ハプスブルク帝国は、かつての超民族的帝国に対するノスタルジーを伴って、静かな注目を集めている。その歴史を振り返る時、超民族国家の統合の可能性と限界はどこにあるのか、帝国がなぜ解体したのか、帝国統治下で未解決のままに残された問題とは何なのか、あるいは民族間紛争の回避・止揚の努力が、フランス、ドイツ、ロシアなどの勢力間の均衡を図るための戦争、協和、数々の失敗が帝国内で繰り返された歴史的事実は何を物語るのかなど、EU統合の危機と関わって、さらにはグローバル化が進む一方で偏狭なエスノセントリズムやあるいは排他的ナショナリズムが世界各地で高まる不安定な現代社会の行く末に対して、多くの示唆を与えるように思われる。

本稿は、以上のような問題意識に立って、社会言語学的な視点から、19世紀半ば以降（1848-1918）のハプスブルグ（オーストリア）帝国の言語政策と言語を巡る民族紛争に焦点を当て、中欧に特徴的な「言語ナショナリズム」の系譜を探究することを目的とする。

2. ハプスブルク帝国の民族と言語

2-1. ハプスブルグ史概説

ハプスブルク帝国は600年以上もイギリス、フランス以外のヨーロッパ全域を統合する大君主国であり続け、中世以降のヨーロッパ文化の形成に大きな影響を及ぼした。この帝国の歴史は古くは13世紀に遡る。スイスの山奥に発したハプスブルク家は「双頭の鷲」というローマ帝国以来の紋章を家紋として使い、婚姻政策を積極的に使用しながら、ウィーンに進出し、ブルゴーニュ地方を手に入れ、ボヘミア、ハンガリーを治めるようになり、スペインにまで版図を広げた。その領土はドナウ河畔の東部辺境区、つまり「オーストリア（Österreich）」の字義通り、漠然と「東の国」を指すだけで、明確な領土を持つわけではなかった。また、神聖ローマ帝国の皇帝を名乗る時もあり、「オーストリア大公国」、「ボヘミア王国」、「ハンガリー王国」などの国王を兼ねることはあったが、ハプスブルク王朝はそれらの諸国家を統合する公式名称を持たなかった。

1806年に神聖ローマ帝国が崩壊すると、皇帝フランツ二世はオーストリア皇帝位を新たに設けて自らその地位に就き、それ以降1867年までなんとなく「オーストリア帝国」と呼ばれていた。1867年の和協（Ausgleich）成立から1918年の解体までの二重帝国は慣用的に「オーストリア＝ハンガリー帝国」と呼ばれているが、二国を分けるライタ川以西（「ツィスライタニア（Cisleithania）」）のオーストリア帝国の正式名称は「帝国議会に代表をおくる諸王国と諸邦（Die im

Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder)」であった。それは、ハンガリーがアウグスグライヒ体制を対等の二国連合と考えていたのに対して³⁾、オーストリアは一つの国家の中の二つの部分と考え、特別な呼称（国名）をつけなかったことにある。しかし、一つの「国会」によって共通の立法府を持ち「国民」の基本権が採択されたという意味で、一つの国家の体裁を整えつつあった。さらに、ハンガリーとオーストリア双方の全国議会と中央政府が17に分かれる領邦の上位権力として機能することになり、特に周辺に位置するボヘミア王国、ガリツィア・ロドメリア王国、クロアチア王国の領邦自治は大きく制約され、後に様々な民族問題が露呈する（大津留 2007）。

2-2. 民族構成上のドイツ人

表1は、ハプスブルク帝国で最後に行われた1910年国勢調査によるオーストリア帝国内の「言語指標に基づく民族人口統計」の結果である。帝国の総人口2,796万人のうちドイツ人は35.58%であるのに対して、第2位のチェコ人は23.02%を占める。さらに同じスラブ語派のポーランド人、ウクライナ人、スロベニア人、セルビア・クロアチア人を含めるとスラブ語使用民族は60.65%に達し、数の上でドイツ人をはるかに超える。つまり、支配者側にあったドイツ人は民族構成上優位な立場にはいなかったのである。

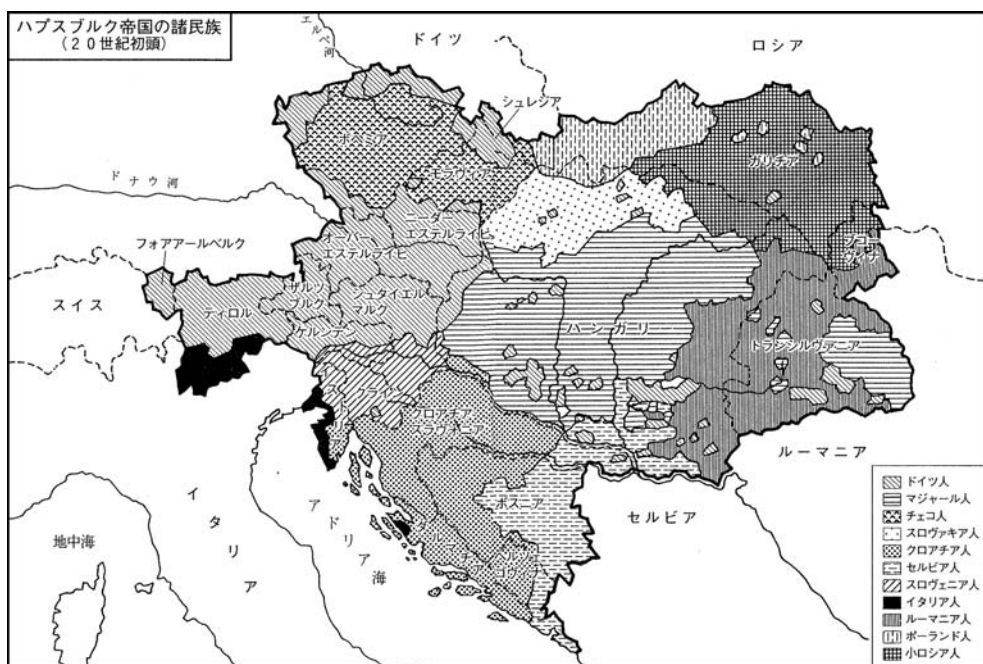
二重帝国内でもこの状況は同じであり、人口第2位のマジャール人がおよそ19%であるのに対して、第1位とはいえドイツ人は23%を占めるに過ぎない。それは、ハンガリー帝国内において、第2位のルーマニア人（16%）、第3位スロバキア人（10.7%）と比較して、マジャール人が54%を占め、自らの帝国内において数的優位を保っていたのとは事情が異なる。このように、民族人口統計は帝国内で支配者側のドイツ人が置かれた不安定な立場や権力の有様を雄弁に物語る。

さらに、領邦別に民族人口統計を見ると（Wandruszka & Urbanitsch 1980）、図1が示すように、オーストリア帝国が地域特有の民族模様を呈することが明白になる。ドイツ人が90%以上の圧倒的多数を占める領邦は、現在のオーストリアである上・下オーストリア、ザルツブルク、ドイツ国境に近いフォアアールベルクの4つ、そして70%以上を超えるシュタイアーマルクとケルンテンを含めても6つにすぎず、その他の領邦では2〜3民族が勢力を拮抗する状態にあった。特に、北のボヘミアとモラヴィアではチェコ人が圧倒的に多く（それぞれ63.90%、71.75%）、残りはドイツ

表1 オーストリア帝国の民族構成（1910年国勢調査）

帰属民族	人数	%
ドイツ人	9,950,266	35.58
チェコ人	6,435,983	23.02
ポーランド人	4,967,984	17.77
ウクライナ人	3,518,854	12.58
スロベニア人	1,252,940	4.48
セルビア・クロアチア人	783,334	2.80
イタリア人	768,422	2.75
ルーマニア人	275,115	0.98
ハンガリー人	10,974	0.04
合計	27,963,872	100

出典：Wandruszka & Urbanitsch (1980)



出典：バウアー（1993）

図1 オーストリア・ハンガリー帝国の民族分布（1910年）

人で構成され、シレジアではドイツ人（43.90%）、チェコ人（24.30%）、ポーランド人（31.72%）が人口を三分した。西北のガリツィアでは、ほとんどが西半分のポーランド人（58.55%）と東半分のウクライナ人（40.20%）で構成されていた。最も東部に位置するブコヴィナではウクライナ人（38.80%）、ルーマニア人（34.37%）、ドイツ人（21.24%）が人口を三分し、南に目を転じれば、チロルではドイツ人（57.31%）とイタリア人（42.09%）が人口を二分していた。それ以外の領邦ではドイツ人はごく少数であり、トリエステ・イストリアではイタリア人が各々 62.31% と 43.52%、ゲルツ・グラディスカとクラインではスロベニア人が各々 61.85% と 94.36%、ダルマチアではセルビア・クロアチア人が 96.19% と多数を占めていた。このような民族的多様性は、ハプスブルク帝国が領土構成上「自然的単位」では全くなく地理的にも不統一・無意味であったことの表れでもあるが（テイラー 1987）、いずれにせよ、ドイツ人はウィーンを中心とする地域（現在のオーストリア）で優位を占めるのみで、それ以外の地域では民族的少数派であるか、もしくは他民族と勢力を拮抗する不安定な立場にあったと言える。

2-3. ドイツ人の東方植民

中欧という地域はロシアと西欧の大国間に挟まれたいわば「辺境の地」、「後進地域」であり、大国の思惑に翻弄され続けた歴史を持つ。ここには今なお多様な「歴史的民族」や「非歴史的民族」が混在・混住する。この地を民族的に複雑にした主たる要因はこの地域特有の民族の流動性と分散性にある。

この地域には古くからスラブ民族が定住していたが、アジアのステップ地帯からの侵入に絶えず悩まされ続けた。9世紀に中央アジアから突如として出現したマジャール人は紀元1000年にこの

地に建国をした。14世紀以降にはバルカン半島からハンガリー平野にオスマン・トルコが侵入し、その影響は18世紀まで続いた。また、このオスマン・トルコとの数世紀に渡って繰り広げられた戦いの過程で、ハプスブルク帝国は両帝国の境界地域に軍事国境を守るための守備隊を編成し、セルビア人、クロアチア人、ルーマニア人を屯田兵として配置したことなども流動性の一因となった（木村 2009）。

このような流動性に加えて、ドイツ人の東方植民の歴史が民族模様をさらに複雑にする。ドイツ語史（ドイツ語圏の範囲）の研究（モーザー 1967）によれば、ドイツ人はもともと現在のドイツあたりの中央ヨーロッパに住んでいたが、その東方植民は9世紀頃に始まった。最初に小規模な開拓民が移住し、やがて職人、炭坑夫、商人などと呼ばれる中で、ユンカー（地主貴族）や有力な都市市民といった支配階級を形成していった。11～14世紀にはヨーロッパの北東部でのドイツ人の植民活動が活発になった。12世紀以降はエルベ川を超えて東方にその活動範囲を広げ、オーデル川を挟むポンメルン、シレジア、ボヘミアの西側に位置するズデーテン、カルパチア山脈以南のジーベンビュルゲン、バルト海沿いのプロイセンといった地方に定住するようになった。その際、定住していたスラヴ人地域に進出してドイツ化を押し進め、その過程でブランデンブルク辺境伯、マイセン辺境伯、オーストリアなどの有力なドイツ諸侯が登場することになった。また北方のバルト海沿岸では、ドイツ騎士団が皇帝と教皇の勅許を得て植民活動を行い、広大なドイツ騎士団国家を建設した。18世紀初頭から19世紀には、大がかりな南東及び東方植民が新たに行われた。それは、17世紀後半にハンガリー・トランシルバニアを巡って神聖同盟とオスマン帝国との間で戦争（Great Turkish War, 1683-1699）年が起こり、その戦争終結後、オーストリアが問題の地を獲得すると東方への拡大路線を展開し始めたからである。この中で、プファルツ地方や西南ドイツの住民がはるばるハンガリア、ブコビナ、ガリツィアの地に呼ばれた。なお、このドイツ人の東方植民の波は、18世紀にロシア皇太子と結婚したドイツ人公女（エカテリーナ二世）の要望で職人が呼ばれた結果、黒海やボルガ川流域にまで及んだ。

このように、後進地域であった中欧の地に、開拓民の他に、優秀な鉱山技術者、商人、企業家、行政官といったドイツ人が長い歴史の中で移住を促され、その結果、多様な民族の中にドイツ人が分散することになったのである。しかしながら、そのような状態は、民族間の棲み分けがある程度成立していたとしても、ドイツ人にとって民族としてメルクマールさえおぼつかない過度の民族的多様性であり、それは民族的アイデンティティの拡散あるいは危機であったと言える。かくしてドイツ人は互いに結びつける強い「紐帯」を必要としたのである。

3. 近代国家の形成と言語ナショナリズム

3-1. 言語共同体としての民族観：Volk という概念

1789年のフランス革命以降、政治形態においても言語においても新体制が旧体制に取って代ったという一致した認識があり、その大きなメルクマールは民族と言語という二つの概念が密接に結びついたことにあった（バーク 2009）。

フランス革命を経てヨーロッパ各地でナポレオンによる侵略戦争が起こると、ナショナリズムの思想がヨーロッパ各地に広がり、各民族の「国民国家」への覚醒が始まった。この中で、国家統一の政治的装置としての言語の有用性が認識されるようになり、ベネディクト・アンダーソンの言う

「印刷資本主義」の発展の中で、文法書や辞書が編纂され、新聞などの出版文化が栄え始めると相俟って、言語の標準化・統一化が始まった。フランスにおいては、1635年にアカデミー・フランセーズが設立され言語純化運動がすでに高まっていたが、フランス革命以降、フランス語は「国民的言語」として人民の意識に膾炙し、言語の純化・統一化のためにフランス語の使用が言語政策として一層強化されるようになった⁴⁾。このような言語ナショナリズムの動きを通して、国家の中央集権化・強力化を目的として意識的に言語政策が取られたのである。なぜならば、統治者側にとっては、教育・軍隊・行政などの公的領域において言語は均質である方が都合よかったからである。

一方、ナポレオンによって征服された国々では、フランスのナショナリズムの思潮に触れて、統一性、自立性、独自性の象徴を切実に求めはじめ、ナショナリズムの意識が覚醒することになる。とはいえ、フランスでは、フランス語が国家統一の政治的装置であったのに反して、ドイツやイタリアにおいては事情が異なった。ドイツでは、まず何よりも反フランス感情があり、いわゆる「国民」と「言語」に関する立ち位置が全く逆であった。フランス的な国民の概念に従うならば、国家という政治統一体が国民（Nation）を生みだしているのに対して、ドイツ的な概念においては国民が国家に先行するのである（バッジオーニ 2006）。この中で、言語は、国民と国家を結びつける政治的装置や国民としてアイデンティティの核である以上に、言語と国家（民族）の関係において、言語は意識の上でドイツ的な国民概念である「民族（Volk）」と緊密に結びついたのである。「言語が人々を構成する」というラテン語の表現があるように、言語こそがドイツ人をドイツ人たらしめる唯一の基準となっていた。

では、このような言語と民族の一体化、つまり「言語共同体としての民族」観はどこに起因するのだろうか。一つには、ドイツはアンシャンレージュ（旧体制）を保持し、数多くの領邦に分裂したままで、フランスのような近代国家を確立できなかったという社会政治的要因があった。そのためにも、国家としての不統一性は国を構成する人々を結びつける何かを必要とした。それは言語であり、言語としての「親縁性」が国境を遠く超えたところに住むドイツ人を精神的に結びつけることを可能にしたのである。

この「言語共同体としての民族」という言語ナショナリズムの思潮は、18世紀末から19世紀前半にかけてのドイツのロマン主義やドイツ観念論・古典哲学の言語思想の影響を深く受けていた。19世紀は民族主義と言語純粋主義の運動がヨーロッパ全体で高まっていった時代であった。ドイツの言語純化運動は、貴族や支配階級などの知識人の言語を対象とするのではなく－というのは外国語（特にフランス語）にかぶれていた彼らの言語はいわば汚染されていたので－、民族の「精神文化」の根源として⁵⁾、ドイツ・ロマン派による民衆の発見、民衆の文化や言語（土着語）の再発見へと向かっていったのである。グリム兄弟は民謡（Volkslied）や民話（Volksmärchen）の収集を通して素朴な民衆（Volk）の言葉にドイツ人生粋の民族的感情を見いだした。ちなみに、グリム兄弟が辞書や文法書の編纂にも尽力したのは、民族主義が高揚する中での自国語の創造と正統性を追及するためであり、彼らにおいてドイツ語が標準化され、ヨーロッパ諸言語の中での言語としての地位あるいは優位性を確立されたと言えよう。シュタットミュラー（1989）が言うには、そのような思想潮流は「一つの民族における真性なるもの、本質的なものは、とりわけ素朴な民衆の自然的で無意識な行動や話法の中に、またその習慣、民間信仰や民謡の中に見出されるという観念」に基

づくものであり、「民族精神の力に対するその信仰によって民族文化の発見者になった。とくに、スラブの土地ではそのような考え方が大きな影響力を持ったのである。」

さらに、この言語を核とする精神文化としての Volk というドイツ的国民概念はドイツ観念論・古典哲学の言語思想によって理論的基盤を得る。ヘルダー (Johann Gottfried Herder, 1744-1803)、フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814)、フンボルト (Karl Wilhelm von Humboldt, 1765-1835) などの言語思想は、いずれも言語と民族精神と緊密なつながりや同一性を、先駆者であるヘルダーが「言語は精神の内的形式の産物」であることを明言したように、民族精神文化の外的発現としての言語の重要性を強調した。このドイツ的言語思想は、ルナン (Joseph Ernest Renan, 1823-1892) が言う「共に生きる意思」に基づく主意主義的なフランス的な国民観とは対照的に⁶⁾、おのずと本質主義的な、政治的境界や帝国の命運に左右されない広域のドイツ語言語共同体としての民族 (国民) 観を生み出すことに貢献したのである。さらに、この言語共同体として民族観は、「特に 18 世紀後半から 19 世紀にかけて、産業化の進展とともに文法書や辞書の編纂、さらには出版文化が栄え始め、同時にドイツ人以外の民族、特にチェコ人やマジャール人の社会進出が進む中で、ドイツ語だけでなく、それまでは民衆語にすぎなかったチェコ語やマジャール語の言語地位への要求が起こり、それは政治的な権利運動へと高まっていく (木村 2009)」原動力となったのである。

3-2. 近代国家の形成とドイツ語化

「帝国 (Reich)」というものは、本来的に、各領邦自治にまかせながら緩やかに粗放的に支配する体制を取るものであり、中央集権的な近代国家の支配体制と異なる。しかし、ハプスブルク帝国は、プロシアやフランスのように近代化を推し進めるために、旧時代の専制の遺物である官僚制を推進するとともに、それを支える公的領域でのドイツ語という装置を利用することで国家としての統一・統制を図ろうとしたのである。

ハプスブルク帝国の近代化・中央集権化は、とりわけ女帝マリア・テレジア (Maria Theresia, 1717-1780) とその息子ヨーゼフ二世 (Joseph II, 1741-1790) の啓蒙専制君主時代に行政・司法・財政の面に渡って積極的に進められた。マリア・テレジアは、1749 年に、それまでの「宮廷政庁」に代わって、中間官庁として「領邦政庁」及び住民を直接統治する位置にある末端組織の「郡庁」を統括する「管理庁」を新たに設立し、行財政上の中央官庁の機能を一本化した。また、地方においては地方行政区を整備し、領邦の水平化・標準化を図った。これらの改革によって、各領邦の枠をこえて中央と地方との結ぶ官僚機構の一体化が実現し、ハプスブルク家領の統合化・集権化が進む基盤が整えられたのである (奥 2003)。さらに、ヨーゼフ二世は、「ヨーゼフ主義」と呼ばれるドイツ主義的政策の一環として、農奴解放令・農民保護のための土地税制改革・貴族の特権排除・商工業の育成などの内政改革を次々と実施する一方で、中央集権化を目的としてドイツ語を「国家語 (公用語)」にする「統一言語令」を発した。これによってベルギー、ロンバルディアを除く全邦の官庁、教育機関などの公的機関でドイツ語の公用語化が実施されることになった。しかし、富国強兵・王権教化のための諸改革と同様、このドイツ語化政策は、オーストリア支配下のハンガリーやボヘミア、あるいは南ネーデルラント (ベルギー) などに対して画一的に強制しようとしたので他の民族や諸邦の強い反発をまねき、ほとんど失敗に終わった⁷⁾。彼は理想を追ひ求めすぎ、複雑な国の実情を理解していなかったし、何よりも多民族国家であることが統一支配を困難なものに

していた。ともあれ、統一言語令はヨーゼフ二世が1790年に逝去すると撤回されることになるが、行政におけるドイツ語化はその後も進展した。

近代的統治をおこなう国家にとって、言語は重要な国家形成の装置、統治技法の一つであった。フランスにおいては、1539年に「ヴィレム＝コトレの勅令」が発令され、法律を扱う上で混乱を避けるためにすべての訴訟、証書、判決などは母語であるフランス語で書かれるべきことが命じられたが、それは言語という技法により行政の合理化・効率化を図ろうとするものであった。しかし、言語統一がフランスでは国家統一の技法であったのに対して、ハプスブルク帝国では言語統一が容易でなく、それどころか民族間の言語問題が帝国の土台を揺るがす事態を招く危険性があった。端的に言えば、ドイツ語を公用語として行政言語に位置づけることは、他のドイツ人以外の民族を行政という国家の重要な場所から締め出すことになるからである。

3-3. 専制遺産としての官僚主義

ハプスブルク帝国はヨーロッパで最後まで生き残っていた専制君主国家であり、ある意味で、旧体制の遺物とさえいえるべきものであった。この帝国を内側から見れば、フランスやイギリスなどの西欧の立憲主義民主国家とは異なり、「国民国家」ではなく「多民族国家」であり、多様な民族が混沌とする状況下で支配するための特別な「君主のために専制支配を司る官僚制」を持つことを特徴としていた。この官僚制に対して、ハナ・アーレントは、著書『全体主義の起源 2』（1996）において、西欧の立憲主義民主国家との違いは、内側から見れば「この両国（オーストリア＝ハンガリー）では役人階級が西欧諸国とは別の機能、比較にならぬほど官僚制的な機能を持っていたこと、すなわち統治に直接に関与していたことである。政党は国家機構の中ではほとんど何の役割も果たさず、議会は立法機関としての任務を履行することができなかったために、法律によっても人民の意思によっても拘束されることのない絶対的支配が官僚制的支配の形で行われていた」と厳しく批判する⁸⁾。

この官僚制はドイツ人によって確立・維持されていた。確かに、19世紀末になると、チェコ人を主とする民族自治の要求や社会主義運動が高揚する中で、政党は議席確保に汲々とし、帝政議会はボイコットされ混沌とした状況を招くことがしばしばあったように、官僚制の正当性や伝統への固執が結局は領邦内の自発性や創造性を窒息させてしまうことになる。だが、異質な諸民族を抱えてドイツ人が支配という特権を維持するには官僚制は有効に作用しただろうし、また、権力を掌握し、多様な民族的背景を持つ住民を支配することは優越感にもつながったと思われる。

4. 言語を巡る民族問題の胚胎

4-1. 多様性と統一性の相克（1848-1867）：民族性と言語の平等

1848年の革命はヨーロッパ全体を席卷した。オーストリアでは旧体制の象徴であるメッテルニヒが失脚に追い込まれ、ここから新絶対主義と呼ばれる時代が到来する。つまり領邦貴族から数々の特権を取り上げ、政治、司法、経済の領域において国家による中央集権的な一元支配体制を構築しようという動きが現れた。それは脆弱な国家体制を立て直そうとして実行された帝国の近代化である。しかし、そのアイロニカルな帰結は、「第一に1830年代から続いていた産業化を飛躍的に推し進めた経済発展によって各民族のうちにブルジョアジーが登場し」、「第二に、産業化の進展と画

一的な行政システムの登場は、それに相応しい画一的な文化的インフラストラクチャーへの需要をいやが上にも高めた。前者はより個別の民族へ関心を、後者はより帝国全域へ関心を払う事象である。ここに、「多様性」と「統一性」の相克という図式が成立するに至ったのである（梶原2013）。」

このような状況の中で、オーストリア帝国は立憲主義国家への道を取り始め、リベラルで宥和的な民族政策へと舵を取り始めた。「民族性と言語の完全な平等という原則」は、1848年のプラハでの騒動に対する譲歩として出された、皇帝フェルディナンド一世の返書である「ボヘミア憲章」（*Böhmische Charta*: 1848年4月8日）においてすでに見いだされる。これによって、ボヘミアのチェコ人はボヘミア王国の国法にもとづいてボヘミア自治政府の樹立とボヘミア内でのドイツ語とチェコ語の平等を求めていたのだが、この帝国への請願は条件付きで認められることになった。同様に、諸邦から相次いだ同様の請願を総括する意味で、ウィーン中央政府は1848年4月25日に暫定憲法（「ピラースドルフ憲法」：*Pillersdorfsche Verfassung*）を定めた。民族性と言語の平等原則は、その第4条において「全民族は民族性と言語の無償性を保障される」と規定された（コーン1982）。同年10月には、モラビアに逃れた皇帝政府が同様の民族平等性を憲法草案（「クレムジール憲法」：*Kremsierer Verfassung*）に盛り込むが成案に至らず、1849年3月4日にシュタディオン内相起草による新たな「欽定憲法（*Oktroyierte Märzverfassung*）」が「基本権勅令」とともに発せられた。その第5条では「それぞれの民族の民族性と言語を維持し促進する不可侵の権利」が保障された。この欽定憲法はその形式と構成のほとんど、つまり君主制の存続に配慮しながらも国民民主主義、立憲主義、連邦主義の原理を貫くという点でクレムジール憲法を模範とするものであった。これを受けて、ケルンテン、クライン、シレジア、シュタイアーマルク、モラビア、ボヘミア、チロル、フォアアールベルク、ゲルツ、イストリア、グラディスカの領邦法にも民族性と言語の平等に関する原則と権利が規定され、各領邦でも継承されることになった（大津留2007）。

4-2. 民族共存と帝国維持のための共通概念

4-2-1. 12月憲法第19条の理念と問題点

民族性と言語の平等原則は、1867年の12月憲法（「オーストリアの国民の人権に関する基本法」：1867年第142号法）：*Staatsgrundgesetz über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger*, RGBI Nr.142/1867）第19条に結実することになる⁹⁾。第1項は、「オーストリアのすべての諸民族（*Volksstämme*）は平等である。すべての民族はその民族性（*Nationalität*）と言語（*Sprache*）を守り育てる全面的権利を有する」と、民族性並びに言語の平等性を謳う。第2項では、「教育、行政及び公共の場においては、その地域で使われている言語の平等性（*Die Gleichberechtigung aller landesüblichen Sprachen*）が国家によって保障される」として、地域言語の平等性とそれらが権利として保障される場を規定する。そして、第3項は「複数の民族が居住する州では、公的教育機関は、どの民族も他の地域言語（*Landessprache*）の習得を強制されることのないように、つまり自己の民族言語で教育をうけられるように手段を講じなければならない」として、言語における平等性の保障にあたっての公的教育機関の義務を述べる。

第19条そのものだけを見れば、各民族の言語の平等性を謳い、各民族の基本権を保障するという点において今日でも十分肯定的な評価を受けることができるだろう。特に、第1項の民族と言語

の平等性という基本権は現在の EU が掲げる多言語・多文化主義の精神に通じるものがある。だが、この高邁な理念それ自体に何か問題がなかったのだろうか。

実定法とは異なり憲法そのものが有する特性ではあるが、第 19 条は包括的・抽象的であるがゆえに多くの問題を孕み、立場によって異なる解釈を生む可能性がある。確かに、第 19 条においては、「民族 (Volkstamm) と何か」「どこに居住するのか」「どの言語を話すのか」「どこにおいて平等 (言語) 権が保障されるのか」など多くの疑問が挙がるのも無理はない (Wandruszka & Urbanitsch 1980; Schjerve 2003)。また、「地域で使われる言語とは何を指すのか」、民族的権利の性質そのものについて、とりわけそれが「個人的権利 (属人原理) なのか集団的権利なのか」何も触れられてはいない。それゆえに、平等性の原則は現状を追認しながら、争いを避け帝国の平和と統一を実現したいという消極的願望あるいは実効性のない「無邪気な願望」と受け取られても仕方がない。

オースロ・マルクス主義者で政治家であったカール・レンナー (Karl Renner, 1870-1950) - ルドルフ・スプリングラーという偽名で、「二次元連邦理論」と呼ばれる居住地域と民族共同体の二つ軸で民族問題の解決策と諸民族が対等な権利を持つ「ドナウ連邦」を提唱した - は、彼の論文 (スプリングラー 2006) の中で、次のように第 19 条の問題点を暴き、批判する。「属人原理は、民族的諸集団を相互に区切り、また国家に対抗して区切り、事実上の存在として彼らを純粋に表現する。だが、民族 (Nation) は、純粋に事実的な社会学的形象にすぎないものではなく、法的現象でもある。そこから、個々の民族同胞と民族全体のための法的位置の公準が現われる。オーストリアにおいて民族集団の法的位置がしばしば問題となるとき、最も憎みあっている敵同士が一致して次のように確言するのを聞く。われわれは同権を望むのであり、同権以外の何ものも望まない！最初から法律の文言はこのスローガンを受け入れているのであり、そのような想定が実効的な法規なのか、単なる無邪気な願望であるのか、問われることはなかった。多民族問題をどのように調整しようとするのか、集権主義的にか、連邦主義的にか、帝室直属地自治の道か、民族集団自治の道か、調整が法および法律に従ってなされるべきならば、まず次のことが問われねばならない。権利は誰に帰属すべきなのか、その内容は何か、どのような刑罰規定があるのか、その不可侵のためにはどのような確実な担保があるのか？このような純粋に外面的で、法技術的な前提条件に適わない法規は、最初から無効である。」

さらに第 19 条を個別に見ると、第 1・2 項と第 3 項の間に内容構成的に若干飛躍があるように思われる。第 1 項は包括的に基本権を謳い、第 2 項は公認の地域言語の平等性が保障される場を示すという点でその意味するところは明確である。しかし、第 3 項には、前 2 項とは異なり、言語問題の現実を踏まえて前 2 項の精神が犯されることがないように、あたかも慎重に念を押すかの如き意図が文脈から窺えないだろうか。Burger (1996) は、この第 3 項が実は曲者で、最も危険性を孕んでいることを、その著書『1867 年から 1918 年までのオーストリアの教育制度における言語権と言語の平等 (Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918)』(1995) の中で説明する。つまり、教育現場においては、民族と言語の平等性の精神はすでに 1848 年 4 月のクレムジール憲法以来各領法の教育現場において生かされ、民族混住地域では特に相互の言語を学ぶための「バイリンガル教育」が行われていたのだが、この現状に対して、第 3 項は分離主義的であり、むしろ後退であるというのだ。

ドイツ語は「国家語（公用語）」として法的に位置づけられていなかったが、上述のように、ヨージェフ二世時代、3月革命、そして新絶対主義時代を経て、帝国の中央集権化と並行して官僚化が進むと、実質的に「公用語」になっていった。その中で、権力を志向する非特権階級の人たちも自ら進んでドイツ語を日常的に使用したのは容易に想像できることである。とすれば、12月憲法第19条は、その理念とは裏腹に、ドイツ人に都合のよいそのような現実を黙殺してしまったのだろうか。ともあれ、この19条が一つの重要な引き金となって、言語による民族の平等性の完全実現に向けた各民族、特に一般大衆の利害・関心・権利意識を一層呼び起こし、民族間の確執は深まっていた。

4-2-2. 国勢調査：言語指標（日常語）による民族規定

そこで1880年以降、中央政府は10年毎に国勢調査を行うことを決定した。しかし、それが帝国内に言語紛争を引き起こす触媒の一つになった。なぜならば、私的領域で使用している「母語（Muttersprache）」や「家庭内の言語（家庭語：Familiensprache）」ではなく、「日常語（Umgangssprache）」という言語指標に基づいて民族帰属が問われたからである。その際、個々人にとって、行政や教育などの公的領域で自ら使用している言語を自ら選択し申告しなければならなくなったという事実は大きな意味をもったのである。本来的に、それは1867年の憲法第19条で謳われたオーストリアにおける諸民族の平等を実現するために導入されたものであった。行政サービスや教育を受ける権利を保障するには、各地域にどの民族が何名居住しているのかを統計上明確にする必要があったからである（Brix 1982）。また、テイラー（1987）が言うように、1907年まであった制限選挙のもとでは国家が有権者の民族を記録することは極めて重要であった。

当然のことながら、この統計指標としての言語を巡ってドイツ人と非ドイツ系民族の間で紛糾した。問題の所在は、何よりも言語（日常語）を民族帰属の適切な指標として認めたことにある。当局が、その調査は個人の民族性を判断するものではなく、あくまで行政上の観点から行われるものであることを強調し続けたのは、当時において言語が国家間の外交の重要な要因となっただけでなく、国内政治においても重要な要因になっていたからである（ホボズボーム 2001）。日常語という統計上の言語指標は、公的な場面で圧倒的優位に立つドイツ語を母語とするドイツ人にとっては有利であるが、他の民族、例えばボヘミアにおいて多数を占めるチェコ人にとっては、はなはだ不利益に映った。母語であれ家庭語であれ、もし民族語が統計指標として使用されれば非ドイツ系の民族人口はもっと多めにすることは確実であり、それゆえに、特にボヘミア・モラヴィア・シレジアのチェコ諸領邦に住むスラブ系諸民族は母語あるいは民族性による統計調査の導入を要求し、日常語を主張するドイツ人や当局と対立した（Brix 1982）。

ここでもう一つ問題になるのは、国勢調査では「チェコ語（Tschechisch, Cechisch）」ではなく「ボヘミア語＝モラヴィア語＝スロバキア語（Böhmisch＝Mährisch＝Slowakisch）」という選択肢が設定されたという点である。これは極めて政治的な配慮であり、意味深長である。もし「チェコ語」という統一名称が使用されたとすれば、それはチェコ諸領邦全体にまたがるチェコ民族の一体的イメージを彷彿とさせることになり、チェコ人のボヘミア国権の主張に正当性を与え、ひいてはいたずらに民族意識を刺激し、余計な争いを招くことが懸念される。このような配慮も働いて、当局は、当時の政治情勢に鑑みて、民族統計的な性格を避けるために、民族語である母語や家庭語ではなく、単なる地域の社会生活の中で使用される言語のカテゴリーに固執したのである¹⁰⁾。

では、12月憲法から10年以上も経って国勢調査が始まったのはなぜだろうか。言語問題は1860年代にはすでに過熱気味であったので、当局は慎重を期して1880年まで国勢調査の実施を待たなければならなかった。その間、統計学者の間では、人口統計の基準を何にするかという問題を巡って議論が交わされていた。Brix (1982)によれば、ドイツ人統計家リチャード・ベック (Richard Böckh) は1866年の論文 (Die Statistischen Bedeutung der Volkssprache als Kennzeichen der Nationalität) で「言語が唯一適切な指標である」とする見解を示したのだが、統治者側もそれに従い「ナショナリティが有する様々な側面の中で、言語は少なくとも客観的に数えることができ一覧表にできる唯一の側面」であるとした。そして1872年のペテルスブルクで開かれた国際統計学会においてはじめて言語とナショナリティの指標の原則が認められたのだが、「ハプスブルクの統計家たちは、19世紀の自由主義の精神に則って、言語が流動化し変化する余地を、とりわけ言語が融合する余地を作ろうとした。そのために彼らが市民に尋ねたのは母語 (Muttersprache) あるいは (文字通りの意味で) 母親から最初に学んだ言葉ではなく、それとは違うかもしれない「家庭の言葉 (Familiensprache)」, つまり家庭内で普段話されている言葉であった (ホブズボーム 2001)¹¹⁾。」統計学者は、言語を問うことは極めて政治的選択であり、必然的に日常語を問うことは公的な生活で使用する言語を (非ドイツ系民族に) 押しつけることに他ならないことを危惧したのである。しかしながら、1880年の国勢調査においては、統計局長の主張にもかかわらず、日常語による調査を実施するという「政治的選択」がなされた。

結局、言語 (日常語) による国勢調査は、言語と民族を等値したために、各民族、個々人に自らの民族性の選択をはじめて迫ることになり、そのことが、皮肉なことに、普段はほとんど言語を意識していない一般大衆の間にまで言語ナショナリズムを生み出し、国勢調査は異なる民族の間で闘争の場と化したのである。もちろん、統治者側も、国勢調査で採りあげた言語の問題がそのような結果を招くことは十分認識できていなかった。

5. ボヘミアでの言語を巡る民族紛争

ハプスブルク帝国は西欧と比べて産業化・近代化において遅れをとっていたが、19世紀後半に産業革命が急速に進展すると、農村部から都市へと仕事を求めて非ドイツ系の人々が流入し、階級対立や民族対立が起こるようになった。とりわけ、オーストリア帝国内で最も言語を巡る民族紛争が先鋭化したのはボヘミアであった。ボヘミアは古くから繊維産業やガラス製造といった伝統産業で有名な地域であった。19世紀には食品・機械工業が発達し、加えて隣に強力な近代国家プロシアと接していたこともあって、経済最先進地域の様相を呈するようになった。その結果、プラハでは、チェコ農村部からチェコ人労働者が大量に流入する一方で、ドイツ人の人口比率は1880年に20.59% (チェコ人79.28%) であったが、1910年には8.4% (チェコ人91.36%) まで著しく減少した (Wandruszka & Urbanitsch 1980)。

矢田 (1963) は「19世紀後半のオーストリア民族問題の本質は、産業革命の進展とともに被支配民族の間にも徐々に中間的市民層が現われ、彼らを中心とする民族的反抗が、国内各地のドイツ人の支配的地位を脅かしはじめた点に、要約することができる。最も注目すべきチェコ人の運動の原動力はまさにそのめざましい経済的發展にあった」と総括する。このような社会状況の中で、ハンガリー同様に、19世紀末には、ハプスブルク帝国の土台を揺るがすことになるチェコ語を巡る

民族と言語に関する摩擦が起こってくる。

5-1. 行政言語を巡る民族紛争：ターフェ言語令・バーデニ言語令

劣位の立場に置かれる民族にとって、自民族の権利や自治への要求は教育、行政、警察、軍隊、あるいは地名の看板や墓碑銘といった身近な日常空間での言語使用に対する要求運動として現れる。

ハプスブルク帝国領内において、ハンガリー人にとってハンガリー王国が1000年以来の歴史的領土であるように、チェコ人にとってボヘミアは重要な歴史的領土（「聖ヴァーツラフ王国（ボヘミア王国）」）であった。しかも、強国プロシアと隣接する地域に居住するドイツ人に対して、それ以外の地域で圧倒的多数を占めるチェコ人の民族運動は、チェコ語の言語闘争としての形を取った。上述のように、19世紀後半には、急速な産業化・工業化に伴ってチェコ人が中産階級、知識人として社会進出するようになるとチェコ語の公用語化を求める運動が展開されるようになった。1871年には、ボヘミア地方議会では純粋にチェコ語が通用している地区の官庁と裁判所ではチェコ語を公用語にすべきことが提案された（矢田1963）。

5-1-1. ターフェ言語令

オーストリアでは1867年以後ドイツ人自由派の支配が続いた。だが、1873年の経済恐慌以来の社会的動揺や行政におけるドイツ人偏重政策に対する宮廷の憂慮もあって、1879年になると民族紛争が始まった。最初のピークはターフェ（Eduard Franz Joseph Graf von Taaffe, 1833-1895）内閣が内務省・外務省の省令として発令した言語令事件である。ターフェは「すべての民族、すべての政党を代表する内閣」を標榜し、議会の諸派を巧みに操って14年間統治を行った（川村2012）。

1880年4月10日、ターフェ内閣は内務大臣を兼務するターフェと法務大臣シュトレマイヤーが連署した法律（「ターフェ・シュトレマイヤー言語令」）をボヘミアとモラビアに発布・施行した。この言語令は、帝国議会の運営を巡る協力への対価を求めるチェコ人への返礼であり、ターフェ一流の妥協の産物であった。この言語令では、ボヘミア・モラビアではチェコ語が「領邦語」（Landessprache）、すなわち地域語の一つと定義されていたが、ボヘミアに限っては窓口で住民との対応で使われる言語（「外務語（äußere Amtssprache）」）に限りドイツ語と内務・外務両省の出先機関で対等に扱うと明示された。

この言語令は、そもそも行政の効率化と民族運動の鎮静化の両方を満足させることを意図していたが、それはドイツ人とチェコ人の間で収拾のつかない混乱を招くことになる。これまでボヘミアの地方官僚を独占していたドイツ人にとって、チェコ語はこれまで同様に「領邦慣用語（Landesübliche）」として認識されていた。だが、チェコ語とドイツ語両方が「外務語」になることは、多くのチェコ人にも官吏任用への道が開かれ、ドイツ人が職を失うことを意味した。実際、チェコ人にはドイツ語とのバイリンガルが多数いたのに対して、支配者側のドイツ人はほとんどチェコ語に関心でなかった。一方、役所間の言語である「内務語（innere Amtssprache）」はドイツ語のままであったので行政や司法などでのドイツ人の優位性は一応維持することが可能であった。とはいえ、そこにも次第に多くのチェコ人官吏が登用されるようになっていった（コーン1982）。もともとボヘミアでは両民族居住区域は分かれていたのだが、当時の急速な工業化がチェコ人労働者の大量流入とその結果としての両民族の混住状態をもたらしたので、ドイツ人地域でもチェコ人官吏を

雇用する必要が生じ、ドイツ人の既得権は危うくなっていたのである。

結局、チェコ語の半公用語化に対して、ドイツ語以外の言語を習得しようとしないうドイツ人は自分たちの官吏や教職の任用が限られるのではないかという危機感を抱くようになり、ボヘミアの領邦議会や帝国議会で社会民主労働党やキリスト教社会党などのドイツ人自由派の抵抗が展開され、議会は混乱をきたした。また、プラハ市内においても、ドイツ系住民が大衆集会や街頭デモが行なう一方で、チェコ人もこれに乗じてプラハで騒擾を起こすという事態を招く結果になった。

5-1-2. 「国家語」の提案

このターフェ言語令事件の最中、ドイツ語を「国家語」にしようという二つの提案がなされた。1884年1月にオーストリア帝国議会でチェコ人とドイツ人の言語問題に関する民族対立が本格的になると、陸軍の中央官庁との連絡語や官庁の内務語のために「国家語」の制定が必要であるとの主張が行われ、ドイツ語を「国家語」にしようとする「ヴルムブラント提案」が提出された。これは、非ドイツ語の公用語化がボヘミアとモラヴィアに始まり、クライン、シュタイエル、マルク、ケルンテン、シレジアに広がったために、皇帝がこれを憂慮したからである。さらに、帝国議会においてドイツ人自由派は、1886年2月8日に、国家語を詳細に定義したいわゆる「シャルシュミット提案」を提出し、言語委員会の設置まで決めたが、反対にあって立ち消えてしまった(川村2012)。

5-1-3. バーデニ言語令

ターフェ内閣後、二つの短命内閣を経て、1895年にバーデニ(Kasimir Felix Graf von Badeni, 1846-1909)内閣が誕生すると、バーデニは最初の普通選挙による帝国議会選挙(1897年)で第1党となったチェコ青年党の協力を得るために、1897年4月にはターフェ言語令に修正を加えた新しい言語令を發布した。この言語令はボヘミアの司法・内務両省だけでなく財務・商務・農務各省の出先機関へのチェコ語の内務語としての進出を認めるものであった。また言語令とともに官吏はすべて3年の期限付きで両言語能力の資格証明を行うことが義務づけられる省令も発令された。当然、内務語へのチェコ語の進出はドイツ人の就職の機会を一層狭めることになるのでドイツ人の強い反感を買うことになり、帝国議会の議事進行は停滞した。それで、ドイツ人はその支持のためのデモや集会を開く一方、チェコ人も暴力的デモで対抗するという具合に、プラハに戒厳令がひかれるほど危機的な騒乱状態を招くことになった。結局、1897年11月にバーデニは皇帝から罷免され、1899年にはバーデニ言語令は正式に撤回され、以前のターフェ言語令が復活した(大津留2007)。そうすると今度はチェコ系住民が激しく反発し、チェコ系議員の議事進行妨害によって帝国議会は再び機能停止に陥った。

以上のように、言語令事件を契機として、チェコ人の一般民衆にまで民族平等権への要求、民族意識がますます高揚するとともに、民族間の亀裂も広がっていった。テイラー(1987)によれば、その民族平等権の要求の動きは帝国の南にも波及し、帝国内のスラブ人とドイツ人全体を巻き込んだ民族的衝突となった。とりわけ、南シュタイーマルクの小さな町チルイの小学校で起こったスロベニア人学級の要求運動はその衝突の象徴となった。

5-2. 教育を巡る言語紛争

このような言語紛争は、行政にとどまらず、もう一つの重要な言語紛争の場である公教育におい

でも展開された。今日の世界でも同様であるが、言語ナショナリズムとは公教育における言語ならびに公的な場で使用される言語をもっぱら問題にするものなのである。

1830 年以降ナショナリズムは発展し、19 世紀末にむけて変貌を遂げていった。言語は「ネイションの魂」であり、「ナショナリティの決定基準」とみなされるようになった（ホブズボーム 2001）。1848 年以降、公的領域における民族言語の地位に関して白熱した議論がなされていた。その先鋒としてチェコ人、ポーランド人、スロベニア人は飽きることなく何度も官職と学校に関わる言語の問題を主張し始めた。とりわけ、オーストリア＝ハンガリー帝国の中でドイツ人、マジャール人について人口が多く、しかもボヘミア王国の「歴史的民族」であるチェコ人にとって、上述の 1880 年以降の二つの言語令事件において行政語の扱いが核心的問題となったように、公教育における母語使用は民族の切なる願いであり、民族闘争の重要な道具であった。その悲願達成の代表的事例は、ターフェ内閣時の 1882 年に、プラハのカール・フェルディナント大学が勅令によって改称され、チェコ語を教授言語とするチェコ大学とドイツ語を教授言語とするドイツ大学に分かれたことである。

5-2-1. 学校教育におけるバイリンガリズムの伝統

オーストリア帝国においては、伝統的に、地域的な特性に任せながら緩やかに教育は統制されていた。それは、一般大衆の民族感情をさほど刺激することもなく、全体として多文化・多言語社会である帝国の維持に貢献していた感があった。だが、帝国の支配者側は、19 世紀の半ば以降いくつかの外的要因によって国家による公教育の統制に傾き始め、教育改革を決断することになった。

その理由の一つは、1866 年の対プロイセン戦争での敗北であった。プロイセンでは国家繁栄の基盤として既に強力な教育体制が構築されていたにもかかわらず、オーストリアの敗北の一因は兵士の教育水準が低さにあると考えられていた。大津留（2007）によれば、1869 年 5 月に、小学校の設置、経費、維持、運営、教員採用などの権限を国家及び地方自治体に委ね、初等教育の国家による一元管理を行うことを目的として、「全国小学校法」が改正された。ちなみに、教授言語を何するかという点については、1867 年以前においては全国の小学校ではおよそ民族言語を授業語として行われていた。というのも、「民族性と言語の完全な平等という原則」はすでに 1848 年 4 月の帝国憲法で保障されていたものであり、ドイツ語の優位な進行にもかかわらず、この原則は帝国民の間に定着していたからである。また、基本的にどの学校に行かせるかは親の自由であったが、異なる民族が混住する地域では、特に自民族の学校を設置することは民族の面子に関わる問題でもあったであろう。その端的な例として、「一時間以内の通学区間に居住する就学児が 5 年平均で 40 人以上の場合には、一つの学校を設置しなければならない」という学校設置基準を巡って、あちこちでもめ事が起こっていた。それは数の論理に基づくものであり、そのためにも統治者側にとっては国勢調査によって（ある意味では「日常語」によって有利なように）民族帰属を確定することが重要な意味をもったのである。

もう一つの要因は、19 世紀後半の急速な産業化による社会の構造変化である。つまり、経済的な豊かさだけでなく、新たな社会環境に適応できる人材育成のために、つまり、読み書き能力をさほど必要としない農業労働者とは違って、工場労働者や中間知識人には読み書きの能力が不可欠となるので、学校教育の普及・充実是国家にとって急務であったのである。とりわけボヘミアは 1830～40 年代以降産業革命を迎え、プラハ、プルゼニといった都市では織物・綿糸産業が栄え、

帝国内の最先端工業地帯となり、教育においてもチェコ人の労働者や中産階級がドイツ人の既得権を脅かし始めたのである。

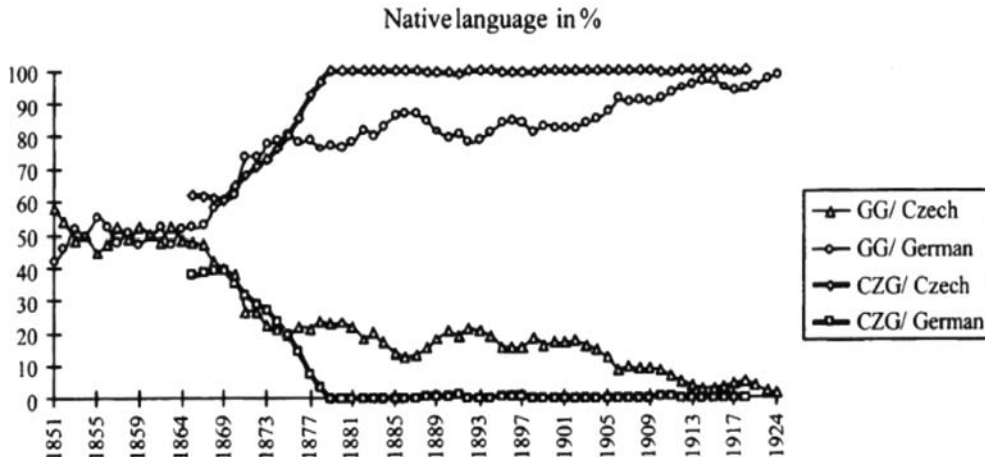
ともあれ、1867年に至るまでのオーストリアでは伝統的に二言語共存（バイリンガリズム）への強い傾向があり、民族の混住地域では、初等教育だけでなく中等教育においても、もう一つの地域語で特定の科目を教えるというバイリンガル教育が行われることが通常であった。オーストリア帝国はドイツ語を国家語あるいは公用語として地位規定をすることによって一国家＝一言語政策をとるような政策、つまり非ドイツ系民族に対して同化政策を取らなかったのである。

1848～1849年のヨーロッパの3月革命はウィーンにも波及するが、この時期は帝国が立憲主義国家として歩み始めた時期であり、それ以降各民族語を教授言語とする教育が始まった。ところが、1860年を転機として、各領邦は、ウィーン中央政府の意思に反して、教授言語を含めて教育政策を自律的に展開するようになり、それは各領邦の多様化とドイツ語の絶対的優位性の終焉を意味していた（Vetter 2003）。端的な事例として、1864年にはボヘミア州議会がいわゆる「言語強制法（Sprachenzwang-gesetz）」を制定し、ドイツ語が教授言語のギムナジウムではチェコ語を、チェコ語が教授言語のギムナジウムではドイツ語を「必修外国語」にすることを義務づけた。これは、各学校がチェコ語かドイツ語を教授言語として選択した上で教育を行い、科目の一つとして相手民族の言語（地域語）を「外国語（Fremdsprache）」として教えるということである。このように民族間の亀裂が教育においても拡大し、混住地域に住む民族相互にとってそれまでの宥和的でリベラルなバイリンガル教育を捨て、分離主義的な自民族語による教育が展開され始めた。

以上を踏まえれば、リベラルな言語政策としてしばしば肯定的に評価を受ける1867年の憲法第19条は、実際には各地の複雑な言語状況の現実を迫認し、譲歩を示すことによって覇権を維持しようとする懐柔策のようなものであったと解釈することができる。また、第19条第3項に示された「どの民族も他の地域言語（Landessprache）の習得を強制されることのないように」という一文は、他の民族の権利への寛大な配慮であるどころか、分離主義を通して少数派となっている地域に住むドイツ人の利益を確保するためであるようにも思える。あの第19条の民族性と言語の平等性の原則は非ドイツ系民族の民族意識をさらに昂揚させ、結果として、公教育においても、自民族の平等性や権利を主張する格好の機会となり、ドイツ人と非ドイツ人の亀裂は急速に広がり始める。

5-2-2. 教育における分離主義

では、チェコ人とドイツ人の言語紛争として、ボヘミアの中等学校で言語の分離、自民族語による民族教育化が進んでいった様子を具体的に見てみよう。Newerkla（2003）は、ボヘミア西部の都市ブルゼニ（Plzeň：ドイツ名 Pilsen）のチェコ語ギムナジウム（Czech grammar school：CZG）とドイツ語ギムナジウム（German grammar school：GG）での民族別生徒数の経年変化に注目する。当時、ブルゼニは、プラハに次いでボヘミア第2の都市であり、産業化の進展に伴って1870年に約2万人であった人口は、1900年に約6万人、1910年に7万人へと急速に増加した。この町には、西半分に主にドイツ人が、東半分は純粋にチェコ人が居住し、都市全体の人口比率から言えば5対1の割合でチェコ人が優位であった。総じて言えば、劣位に立つチェコ人は日常生活上ドイツ語を習得する必要性が断然高かったが、両民族ともにバイリンガル能力を有し、相互理解の努力を惜しまず、平和裏に暮らしていた。この中で学校は両民族間の均衡と協調を保つための装置として機能



出典：Newerkla (2003)

図2 ドイツ語ギムナジウムとチェコ語ギムナジウムにおける母語比率

していた。生徒は自由に学校を選ぶことが可能であったし、相手の言語で特定の科目を学ぶというバイリンガル教育が行われていた。

図2を見ると、1851～1865年まで、CZGとGGそれぞれの学校でチェコ人とドイツ人の生徒数は相半ばする状況にあり、CZGであれGGであれ、一つの学校（一つの学校で両民族の生徒が併行クラスで学ばいわれるMixed school）で共に学んでいた様子が理解できる。

しかし、1865年になると事態は急変し、1875年にかけて学校の民族化が進む。図2では、CZGのチェコ人が急増し、1875年以降人数は平衡状態を保つことが示されている。これは1875年までにGGのチェコ人の生徒が、およそ50%から20%にまで激減するように、CZGに移ったことが原因である。ただし、この減少は、GGがプルゼニでも最も歴史あるドイツ語名門校であったことやドイツ語がまだ社会的昇進への重要な手段であったことも手伝って、1905年まで続くが、その時にはチェコ人生徒は10%になってしまう。そして1924年になると、GGでは1.2%とチェコ人生徒がほぼ完全にいなくなる。一方、CZGでは1878年以降はほぼドイツ人生徒はいなくなり、反対にその分GGでドイツ人生徒が増える。なお、興味深いことに、二つの学校には約10%程度のユダヤ人が在籍していたのだが、ドイツ人生徒と同様に、1878年頃を境にしてユダヤ人生徒はほぼ全てGGに移動する。要するに、Newerklaの研究は、ハプスブルク帝国内で中等学校においても民族化が進む状況を示すだけでなく、裏を返して言えば、アウスグライヒ以降、民族運動の台頭とともに帝国の覇権が次第に失われていく状況を端的に表していると言えよう。

ホブズボーム(1990)は「言語ナショナリズムは本質的に教育や公的使用の言語に関わるものである」と述べる。民族的自立性への要求は、教育における言語的平等性、自民族のための自律的教育への要求へと次第に発展していく。なぜならば、自民族のための、自民族の言語による学校教育は民族の「文化資本」を維持できる有効な手段として機能するからである。逆に、支配者側の立場から言えば、公教育の管理・統制、特に教授言語の統一は、社会の合理化・効率化だけでなく将来の経済的発展の礎となるばかりか、日々繰り返し行われる再生産的な教育行為は、ピエール・ブルデューが言う「象徴的暴力」として、国家の意思を有形無形に送り届ける「配電盤システム」とし

て機能する（脇田 2013）。そのために、権力者側あるいは国家は、ナショナルカリキュラム、教科書、教員養成、予算など管理・統制する様々な具体的装置を必要とするのである。

日本のようなモノリンガル社会では言語（日本語）は空気を吸うかのように所与のものとして受け取られて気づかれにくいのであるが、ハプスブルク帝国のように異なる言語を話す様々な民族が混在・混住する社会においては、どの言語を教授言語にするのかという問題は非常に繊細で民族感情抜きには語れない問題となる。この意味で、公教育は民族闘争の場となっていくのである。

6. さいごに

以上のように、ハプスブルク帝国では民族と言語の完全な平等性という一無邪気なまでに一高邁な理念に触れて非ドイツ系民族の民族意識が覚醒・高揚して行く。その中で、支配者側のドイツ人と被支配者側の非ドイツ系民族という対立的構図が次第に先鋭化し、ボヘミアでは行政・教育における使用言語を巡って民族紛争が繰り返された。もちろん、一般大衆の目線に立ってこの民族紛争を社会主義的な「階級闘争」として捉える解釈もあるし、あるいは非支配民族のナショナリズムの高揚を当時の急速な資本主義経済の発展に原因を求めることも可能である。さらには、近代立憲主義国家としての政治的未熟さ、そして幾度とない対外的戦争によってわが身をすり減らしたように、外部的要因である当時の国際関係を見ることも重要である。いずれにせよ、ハプスブルク帝国を崩壊へと至らしめた要因は複合的・重層的であるが、核心的な問題は民族的衝突に他ならない。とりわけボヘミアでの衝突は帝国の性質そのものに関わる衝突であり、聖ヴァーツラフの王国と神聖ローマ帝国という歴史的伝統を互いに主張して譲らない両民族の衝突であった（テイラー 1987）。そこには民族と言語を等式化する両民族の「言語ナショナリズム」が深く陰を落としていたのである。

それでは、帝国解体後の中欧において言語ナショナリズムはどのように継承されたのだろうか。1918年に第一次世界大戦が終結し、ヨーロッパでは大きな歴史的転換が起こった。ドイツが敗北し、ロシア革命が起こり、ハプスブルク帝国は解体した。そして、旧帝国内では民族自決の大義のもとに各地域がこぞって独立を果たした。しかしながら、それは戦勝国側の民族自決の原則に基づく恣意的な領土再編成であり、それどころか大国の政治的思惑によって無理に国境線を引かれたこと自体が後に禍根を残すことになった。その領土再編成の際に、新たな国境線を引くために考慮されたのが、「地域語」として使用されている「言語」の境界であった。言語地理的境界と政治的国境が一致していた場合や、大量の強制移動によって一致させようとした場合もあるが、それでもルーマニア、チェコスロバキア、ユーゴスラビアでは多くの少数民族が取り残されることになった。結局、中欧では、どのように線を引いても異なる民族が混在・混住するというモザイク状態は解消されず、今なお、民族的・地理的境界という意味で、そのレゾンデートルを見いだすことができないのである。

かつての「ボヘミア王国」地にはチェコスロバキアが誕生した。この新生国家には全人口の23%にも及ぶ約300万人のドイツ人が逆に編入され、かつての両民族の立場は逆転してしまった。チェコスロバキアは、サンジェルマン条約が締結された1919年9月に、連合国側と「少数民族保護条約」を締結し、憲法ですべての住民に「出生、国籍、言語、民族、宗教の区別なしに完全な保護を与える」約束をし、翌年、憲法と構成上一体不可分の「言語法」を制定するに至った。これで国

内の非チェコ民族の権利保障が完全に達成されたかのように見えた。しかし、この「言語法」はあの1867年の12月憲法の理念とは似て非なるものであった。その「言語法」では、第1条でチェコ語が唯一の「国家語」とあるとの地位規定を行い、それに基づいて、一部の例外規定を含めて、裁判所・行政機関、国営企業・国の出先機関などでの内務語、軍隊の服務語・指揮語などの使用範囲が細かく規定された。教育においても、一応非チェコ語民族の母語教育が担保されているものの、チェコ語の必修化、学校の設置基準の制限（該当少数言語話者が「相当数」居住する都市や地区に限って母語教育での権利を有する旨）などの制約や留保が課せられていた（加来2003, 2004）。このようにチェコ語はハプスブルク帝国時代のドイツ語以上の絶対的な優位性を手に入れたのである。とはいえ、この「言語法」の内容は明らかにハプスブルク時代からすれば後退であり、今度は、このチェコ人の言語ナショナリズムがドイツ人との民族対立を引き起こし、後の「ズデーテン問題」の火種となるのである。

当然、その言語ナショナリズムにはドイツ人との民族問題の再燃と劣位への再転落を恐れる一チェコ人の過去の経験や教訓が生かされていたと言えよう。明治の国語（教育）学者の保科孝一（1872～1955）は、約2年間のヨーロッパ視察を通して、オーストリア＝ハンガリー帝国の言語問題を「政治的国語問題」の典型として、「汎民族運動において民族の生命力はなによりも言語によって養成されるとみなされたために、「民族闘争とともに言語の闘争が起こってきた」と捉えていた。彼が得た教訓は、「オーストリアでは教育語に二言語併用主義をとったために、言語問題が政治問題化して、国家の基礎を危険なる状態に陥れてゐる」ということであり、「とるべき道はただひとつ、明確な法律によって「国家語」を制定し、「民族の均等な権利」を否定することである」ということであった（伊1996）。まさしく、多民族国家であればあるほど、「国家語」としての言語は国家統制のための重要な装置として機能するという認識であった。そして、この言語ナショナリズムの伝統は、EU体制下にあっても、かつての支配者側にあった民族が国境周縁に多く住むスロバキア、ラトビア、エストニアの例を待つまでもなく、多かれ少なかれ、現在の中欧の「言語法」に見いだされる。

では、振り返って、ハプスブルグ帝国においてドイツ語はどのような位置づけであったのか。確かにドイツ語は明確な法的地位は持っていなかったが、実質的に「国家語（公用語）」の地位を占めていたと言える。各民族言語の平等性は理念的に保障されていたとはいえ、現実には中央から地方に至るまで、特に軍隊や行政においては国家共通語としての役割を果たしていた。それは政権を握る人々の言語であった。それゆえに、各領邦においても、帝国領内のどの民族においても、権力機構の中で上昇するには当然ドイツ語を使いこなす必要があった。いわば支配される者は、支配者の側の教養や言語という衣装を身に付け、文化的優越性を手に入れるとともに代理人としてそれなりの地位を提供されるという構図である。

さらに、この支配－被支配構造は、官僚体制の中であるいは教育の場で、巧妙に仕組まれることに問題があった。応々にして、被支配者側には、たとえどれほど実利的な理由であっても、支配者の言語を使用し続けると時間の経過とともに無自覚的に受け入れられてしまうものである。つまり、被支配者に支配者側や上流階級側の政治的・経済的・文化的依存関係が成立し、その中で、意識的であれ無意識的であれ、言語を流暢に操り社会的に成功しようとすることは支配者側に共犯関係を結ぶようなものである。これは精神的な「自己植民地化（self-colonization）」のプロセスに他

ならない。一方、権力を持つ支配者側も、被支配者との間の言語の違いを自らの権力の確立と保持のために利用しているのである。このように、言語ナショナリズムの本質的な問題は言語の中に支配－被支配構造が埋め込まれることにある。これは現在、英語が国際共通語として世界に広がる現象が「英語帝国主義」として批判される所以でもある。

最後に、言語と国家（民族）等式化・一体化、すなわち言語とナショナリズムのアマルガム現象はどうして生じたのかという核心的な問題が残る。19世紀にはフランスを初めとしてあらゆるところで国家や民族を超えて言語が統一されていく傾向に対抗して土着言語（民族語）の権威を回復しようとするロマン主義的な運動が生まれてきた。そのような運動は、民族運動や国民運動の象徴として言語をみなし知識人やエリートの支配言語を排斥しようとした。19世紀のナショナリズムはあらゆるところでこの傾向を示し、一国家一言語という言語ナショナリズムは、実際にはとうてい不可能な、あるいは不可能であればこそそれだけ一層、民族解放的な政治運動と結びついた。言い換えれば、まず初めに言語ありきというイデオロギーに基づいて、各民族は言語を「政治的統一のための理念的駆動輪」として「自らの要求を正当化する道具」として使用したのである（クルマス 1987）。もちろん、その際、中欧での言語とナショナリズムのアマルガム現象は、フランスの主意主義的な言語思想とは異なり、ヘルダー・フィヒテ・フンボルトなどの本質主義的なドイツ独特の言語思想と緊密に結びついていたのである。以上が「言語ナショナリズム」というアポリアに関する総論的な答えであるが、この言語思想の考察については次の課題としたい。

謝辞

本研究は平成 28 年度国内研究員としての成果発表の一部である。貴重な機会とご支援をいただき、ここに記して感謝の意を表します。

注

- 1) 「中欧」はいわば歴史的・政治的に「伸縮する空間」であり、この地域をどのように呼称し、区分するかを巡って様々な議論がある。板橋（2010）が言うように、「中欧（Mitteleuropa）」という地域概念は、冷戦の終焉とともに歴史の表舞台に回帰したのであるが、本質的に、純粋に地理的な用語ではなく、「歴史的・文化的独自性を秘めた独特の価値」や「歴史的一体性」への熱い主張が込められた高度に「歴史的・政治的な概念」であり、その意味範囲は曖昧で状況に応じて変化する。以上を踏まえて、本稿では、ハプスブルク帝国領の地理的範囲、すなわち、今日的には、概ね、過去に「東欧」共産圏に組み込まれていた地域で、かつ 2004 年以降に欧州連合（EU）に加盟した「中・東欧」諸国に、オーストリアを含めた範囲をもって「中欧」と称することにする。
- 2) ハプスブルク帝国において帝国再編構想の先駆者的存在であるパラツキー（František Palacký, 1798-1876）を初めとして、帝政末期には社会主義者のバウアー（Otto Bauer, 1881-1938）やレンナー（Karl Renner, 1870-1950）、ポポヴィッチ（Aurel Popovici, 1863-1917）などが連邦構想を提案した。それ以降も、ホッジャ（Milan Hodža, 1878-1944）やナウマン（Friedrich Naumann, 1860-1919）の中欧連邦構想が提唱された（羽場 1986、板橋 2010、森 2007 等）。さらに、第一次世界大戦の荒廃したヨーロッパを復興し平和を取り戻すために、リヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー（Richard Graf von Coudenhove-Karelgi, 1894-1972）が、1923 年に、ヨーロッパの経済的・政治的統合を促す汎ヨーロッパ構想を唱え、それは数々の具現化への試みを経て EU 統合に結実した。
- 3) ハンガリー政府は、オーストリアに対し強い立場で妥協を結びことができたので、衰退しつつあるオーストリア側のような諸民族への譲歩とゆるやかな自治は導入せず、積極的な中央集権的「国民国家」形成に尽力した（羽場 1986）。1868 年に公布された「諸民族の同権に関する法律」（民族法）では、同権を謳いながら、前文でハンガリー全国民はどの民族（Nationalität）であるかに関わらず国家（Nation）の構成員であるとして、民族の上位に位置する国家の存在が強調された。続く第 1 条では、国家の政治的統一のた

- めにマジャール語を「国家公用語 (Staatsprache)」と定め、マジャール語の絶対優位性が強調された (コーン 1982)。オーストリアとは異なり、Ausgleich 以降、マジャール化政策が推進された。
- 4) パーク (2009) によれば、反革命の懸念が広がるようになった 1793 年から言語政策が前面に押し出されるようになった。当時グレゴワール文法で有名なフランスの司祭であるアンリ・グレゴワールは政府からのフランス語の使用状況調査の命を受け、異言語の使用を禁止し、フランス語の全面的使用の必要性を宣言し、またフランス語を標準化し全国民に初等義務教育を受けさせることを願った。
- 5) ドイツの言語学者 L. ヴァイスゲルバーは著書『母語の言語学 (Das Menschenheitsgesetz der Sprache)』(1964) の中で、国家 (Nation) は政治的概念であり、その中心に権力がある、人種 (Rasse) は自然的・生物学的概念であって、その中心に血統がくる、それに対して民族 (Volk) は精神文化概念であり、その中心に言語がくると定義する。
- 6) ルナンは、フランス革命 100 年後に『国民とは何か?』という講演の中で、「国民とは日々の人民投票である」と述べた。彼は、国民とは、記憶の遺産の共有と共に生きることを望む共通の意志とで構成される「精神原理」であり、個人の自由な意志や選択にのみ成立すると主張し、ヘルダーが 1808 年の講演『ドイツ国民に告ぐ』で展開したような民族観、つまり種族、言語、文化のような本質的なものの同質性に依拠するドイツの国民 (民族) 観を厳しく批判する。
- 7) ハンガリーにおいては、言語令によってドイツ的な慣習や制度一般に対する民族的な不満が引き起こされ、マジャール語の行政言語化を求める運動が官僚予備軍である知識人や貴族を中心に展開された。1848 年のフランス二月革命がハプスブルク帝国にも波及すると、1849 年にハンガリーは完全独立と共和国を宣言した。その際、マジャール語を巡る問題はその原動力となっていた。
- 8) フランツ・カフカ (Franz Kafka, 1883-1924) はハプスブルク帝国ボヘミア王国の首都であるプラハの城内市街地に生まれ、労働災害保険局に勤務しながら余暇をみつめて執筆をした。職業経験から彼は官僚制について知悉していた。アーレント (1996) も言うように、『審判 (Der Prozess)』や『城 (Der Schloss)』などの作品や寓話の中で、官僚的組織・機構・制度の「近づくに近づけない」不気味なまでの不可解さと不条理な運命に翻弄される主人公の姿を象徴的かつ風刺的に描いた。
- 9) 第 19 条の原文は次の通りである (Baier 1983)。
- Abs 1. Alle Volksstämme des Staates sind gleichberechtigt, und jeder Volksstamm hat ein unverletzliches Recht auf Wahrung und Pflege seiner Nationalität und Sprache.
- Abs 2. Die Gleichberechtigung aller landesüblichen Sprachen in Schule, Amt und öffentlichem Leben wird vom Staate anerkannt.
- Abs 3. In den Ländern, in welchen mehrere Volksstämme wohnen, sollen die öffentlichen Unterrichtsanstalten derart eingerichtet sein, daß ohne Anwendung eines Zwanges zur Erlernung einer zweiten Landessprache jeder dieser Volksstämme die erforderlichen Mittel zur Ausbildung in seiner Sprache erhält.
- 10) 言語調査において留意すべき点は、日常語を記載する際に表 1 にある 9 つの言語以外は認められていなかったことである。それはイディッシュ語を話すユダヤ人の取り扱いであった。1910 年当時には、オーストリアの宗教調査によれば (Wandruszka & Urbanitsch 1980)、ユダヤ人は 131 万人 (全人口比 4.6%) いたと推定される。特にガリツィア (87 万人: 地域人口比 10.86%)、下オーストリア (18 万人: 地域人口比 12.86%)、ブコビナ (10 万人: 地域人口比 5.23%) にユダヤ人のほとんどが住んでいた。中心都市であるウィーンやプラハでは 10% 近い人口を占めていた。当時は、ユダヤ人は民族と呼べるのか、あるいは彼らの言語は日常語と呼べるのか、裁判所で議論の焦点となっていたが、その言語は局所的な一方言とみなされたので、ユダヤ人の多くは、ポーランド人が優勢なガリツィアではポーランド語と、ドイツ人が優勢なウィーンやブコビナではドイツ語と記載した。
- 11) 興味深いことに、現在の中欧での国勢調査ではこの原則が生きており、家庭語が民族帰属の標準的な人口統計指標となっている (Kamusella 2001, 脇田 2011)。

参考文献

【外国語文献】

- Agarin, T. & Brosig, M. (2009). *Minority Integration in Central Eastern Europe: Between Ethnic Diversity and Equality*. Amsterdam & New York: Rodopi B. V.
- Auer, S. (2004). *Liberal Nationalism in Central Europe*. London: Routledge Curzon.
- Baier, D. (1983). *Sprache und Recht im alten Österreich*. München & Wien: R. Oldenburg Verlag.

- Bauer, O. (1975). *Die nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*. In *Otto Bauer Werkausgabe*, Bd.1. Wien : Arbeitsgemeinschaft für die Geschichte der Österreichischen Arbeiterbewegung.
- Braunmüller, K. & Ferraresi, G. (Eds.) (2003). *Aspects of Multilingualism in European Language History* (Hamburg Studies on Multilingualism). Amsterdam : John Benjamins.
- Brix, E. (1982). *Die Umgangssprachen in Altösterreich zwischen Agitation und Assimilation : die Sprachenstatistik in den zisleithanischen Volkszählungen 1880 bis 1910*. Wien, Köln & Graz : Böhlau.
- Brubaker, R. (1996). *Nationalism Reframed : Nationhood and the Nationalism Question in the New Europe*. New York : Cambridge University Press.
- Burger, H. (1996). *Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*. Wien : Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.
- Fichte, J. G. (1971). Reden an die deutsche Nation, in *Fichtes Werke, Bd. VII*, Berlin.
- Herder, J. G. (1960). *Sprachphilosophische Schriften*. Hamburg : Erich Heintel.
- Hobsbawm, E. J. (1990). *Nations and Nationalism since 1780*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Humboldt, W. (1985). Über das vergleichende Sprachstadium in Beziehung auf die verschiedenen Epochen der Sprachenwicklung. In J. Trabant (Hrg.), *Über die Sprache*. München : Loos, J.
- Irmischer, H. D. (1966). Nachwort, In Herder, J. G. : *Abhandlung über den Ursprung der Sprache*, 137-175. Stuttgart : Reclam.
- Kamusella, T. (2007). *Silesia and Central European Nationalism : The Emergence of National and Ethnic Groups in Prussian Silesia and Austrian Silesia, 1948-1918*. West Lafayette & Indiana : Purdue University Press.
- Kann, R. A. (1975). *A History of the Hapsburg Empire, 1526-1918*. Berkley : University of California Press.
- Kymlicka, W. (1995). *Multilingual Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford : Clarendon Press.
- Newerkla (2003). The seamy side of the Hapsburgs' liberal language policy. In Schjerve, R. R., *Diglossia and Power : Language Policies and Practice in the 19th Century Habsburg Empire*, 167-195. Berlin : Mouton de Gruyter.
- Rechel, B. (Ed.). (2009). *Minority Rights in Central and Eastern Europe*. New York : Routledge.
- Schjerve, R. R. (2003). *Diglossia and Power : Language Policies and Practice in the 19th Century Habsburg Empire*. Berlin : Mouton de Gruyter.
- Tamir, Y. (1995). *Liberal Nationalism*. Princeton & New Jersey : Princeton University Press.
- Vetter, E. (2003). Hegemonic discourse in the Hapsburg Empire. In Schjerve, R. R., *Diglossia and Power : Language Policies and Practice in the 19th Century Habsburg Empire*, 271-307. Berlin : Mouton de Gruyter.
- Wallnig, T. (2003). Language and Power in the Hapsburg Empire : The Historical Context. In Schjerve, R. R., *Diglossia and Power : Language Policies and Practice in the 19th Century Habsburg Empire*. Berlin : Mouton de Gruyter.
- Wandruszka, A. & Urbanitsch, P. (Eds.) (1980). *Die Habsburgermonarchie 1848-1918 Band III/1 : Die Völker des Reiches I. Teilband*. Wien : Der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.

【日本語文献】

- 相田慎一 (2002). 『言語としての民族－カウツキーと民族問題－』 御茶の水書房.
- ベネディクト・アンダーソン (2007). 『想像の共同体』 白石隆・白石あや訳, 書籍工房早山.
- ハナ・アーレント (1996). 『全体主義の起源 2』 大島通義・大島かおり訳, 理想社.
- 麻生建 (1989). 『ドイツ言語哲学の諸相』 東京大学出版会.
- ダニエル・バジオーニ (2006). 『ヨーロッパの言語と国民』 今井勉訳, 筑摩書房.
- エチエンヌ・バリバル (2008). 「フィヒテと内的国境」『国民とは何か』 大西雅一郎訳, 理想社, pp.203-240.
- エチエンヌ・バリバル (2014 a). 「人種主義と国民主義」『人種・国民・階級』 和森章孝他訳, 唯学書房, pp.59-105.
- エチエンヌ・バリバル (2014 b). 「国民形態」『人種・国民・階級』 和森章孝他訳, 唯学書房, pp.135-164.
- オットー・バウアー (1993). 『帝国主義と多民族問題』 倉田稔訳, 成文社.
- ピーター・バーク (2009). 『近世ヨーロッパの言語と社会－印刷の発明からフランス革命まで』 原聖訳, 岩波書店.

- フロリアン・クルマス (1987).『言語と国家－言語計画ならびに言語政策の研究』山下公子訳, 岩波書店.
- オットー・ダン (1999).『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』末川清他訳, 名古屋大学出版会.
- ヨハン・ゴットリーブ・フィヒテ (2008).「国民とは何か」『国民とは何か』細見和之・上野成利訳, 理想社, pp.65-202.
- 羽場久美子 (1986).「ハプスブルク帝国の再編とスラヴ民族問題－『東・中欧連邦化』構想とスラヴ民族の『共存』－」『社会労働研究』32(2), pp.45-95.
- エリック・J・ホブズボーム, (2001).『ナショナリズムの歴史と現在』浜林正夫他訳, 大月書店.
- イ・ヨンスク (2012).『「国語」という思想－近代日本の言語認識』岩波現代文庫.
- 板橋巧己 (2010).『中欧の模索』創文社.
- 梶原克彦 (2013).『オーストリア国民意識の国制構造』晃洋書房.
- 加来浩 (2003).「ズデーデン問題の発生」『弘前大学教育学部紀要』90, pp.39-48.
- 加来浩 (2004).「第一次世界大戦後のチェコスロバキアの言語法」『弘前大学教育学部紀要』92, pp.19-26.
- 川村清夫 (2012).『ターフェとバーデニの言語令－ハプスブルク帝国とチェコ・ドイツ民族問題』中央公論事業出版.
- 木村雅昭 (2009).『帝国・国家・ナショナリズム』ミネルヴァ書房.
- ハンス・コーン (1982).『ハプスブルク帝国史入門』稲野強他訳, 恒文社.
- 宮島喬 (1995).「ヨーロッパ統合と民族の論理」『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院, pp.42-69.
- 森齊丈 (2007).「オーストリア帝国の共通国家概念とカール・カウツキーの民族理論」『武蔵大学人文学会雑誌』38(4), pp.195-216.
- フーゴ・モーザー (1967).『ドイツ語の歴史』国松孝二他訳, 白水社.
- 村岡晋一 (2016).『ドイツ観念論』講談社選書メチエ.
- 奥正嗣 (2010).「オーストリア・クレムジール憲法草案再考－クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって」『国際研究論叢』23(3), pp.23-41.
- 大谷泰照・杉谷眞佐子・脇田博文他 (2010).『EUの言語政策－日本の外国語教育への示唆－』くろしお出版.
- 大津留厚 (2007).『ハプスブルクの実験－多文化共存を目指して』春風社.
- ジャック・ルー・リーダー (2004).『中欧論－帝国からEUへ』田口晃・板橋巧己訳, 白水社.
- エルンスト・ルナン (2008).「国民とは何か」『国民とは何か』鶴飼哲訳, 理想社, pp.41-64.
- ジョエル・ロマン (2008).「二つの国民概念」『国民とは何か』大西雅一郎訳, 理想社, pp.7-40.
- 坂本百大 (1991).『言語起源論の新展開』大修館書店.
- 渋谷謙次郎 (1999).「言語権の系譜－ナショナリズムの東欧・ロシアへの波及の中で」『比較法学』32(2), pp.318-356.
- 渋谷謙次郎 編 (2005).『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社.
- 渋谷謙次郎, 小嶋勇 編 (2007).『言語権の理論と実践』三元社.
- 塩川信明 (2008).『民族とネイション－ナショナリズムという難問』岩波新書.
- アンソニー・D・スミス (1999).『ネイションとエスニシティー－歴史社会学的考察』槇山靖司他訳, 名古屋大学出版会.
- ルドルフ・スプリングー [カール・レンナー] (2006).「国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争 第一部：憲法・行政問題としての民族的問題 (3)」太田友樹訳, 『岡山大学経済学会雑誌』38(1), pp.77-97.
- ゲオルク・シュタットミュラー (1989).『ハプスブルグ史－中世から1918年まで』丹後杏一訳, 刀水書房.
- 互盛央 (2014).『言語起源論の系譜』講談社.
- 田中克彦 (1981).『ことばと国家』岩波新書.
- A. J. P. テイラー (1987).『ハプスブルク帝国 1809-1918』倉田稔訳, 筑摩書房.
- 植村和秀 (1997).『「ドイツ」概念と近代ネイション意識－その齟齬と変容をめぐって－』『産大法学』31(1), pp.1-31.
- 脇田博文 (2009).「EUの言語教育政策：ハンガリー共和国－日本の外国語教育への示唆－」『国際社会文化研究所紀要』11, pp.329-341.
- 脇田博文 (2011).「スロバキアの言語教育政策」『国際社会文化研究所紀要』13, pp.268-287.
- イマニエル・ウォーラスティン (2014).「民族性の構築」『人種・国民・階級』和森章孝他訳, 唯学書房, pp.109-134.

レオ・ヴァイスゲルバー (1994).『母語の言語学』福田幸夫訳, 三元社.

矢田俊隆 (1963).「オーストリア社会民主党と民族問題」『スラヴ研究 (Slavic Studies)』7, pp.15-56.